



株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング

証券コード：7774

第27期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2025年6月19日（木）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール
愛知県蒲郡市港町18-23
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

議 案

第1号議案	資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株 主 各 位

証券コード 7774
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 5月28日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング
代表取締役 畠 賢一郎

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jp-te.co.jp/investors/stock/shareholders-meeting/index.html>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7774/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジャパン・ティッシュエンジニアリング」又は「コード」に当社証券コード「7774」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月18日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

1 日 時	2025年6月19日（木曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）		
2 場 所	愛知県蒲郡市港町18-23 蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール （末尾の会場ご案内図をご参照ください）		
3 会議の目的事項	報告事項	第27期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	

以上

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 定時株主総会終了後、**経営説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、当日ご来場いただく株主様は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「直前3事業年度の財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「その他の記載事項」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 決議通知については、当社ウェブサイト（<https://www.jppte.co.jp/>）へ掲載しますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

ご案内

- 定時株主総会当日ご来場いただけない株主様は、別途オンラインでの経営説明会も開催いたします。

オンライン開催

開催日程 : 2025年6月26日(木)

時間 : 19:00~20:00

開催形態 : Zoom ウェビナー(事前申込みが必要です)

【6/26オンライン経営説明会 申込方法】 申込受付期間: 2025年5月28日~6月25日

申し込みフォーム

https://zoom.us/webinar/register/WN_p-BMi_39Q_aPmtQmSdTEcg



1. パソコンもしくはスマートフォンから上記URLにアクセスし、必要事項をご入力ください。

(メールアドレスはお間違えのないようご注意ください)

2. 入力内容をご確認のうえ「送信」ボタンをクリックしてください。

3. 申込み後、ご入力いただいたメールアドレスへ「申込受付完了&ご案内」のメールが送信されます。

4. 当日の参加方法等は上記返信メールにてご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

お申込みの際に入力されたお名前、メールアドレス等の個人情報は、「オンライン経営説明会」のご案内を当社よりお送りするためのみに利用いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月19日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月18日(水曜日)
午後5時40分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月18日(水曜日)
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

ご留意事項

- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

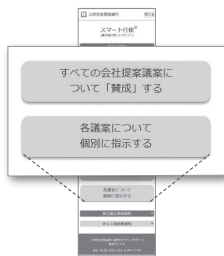
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

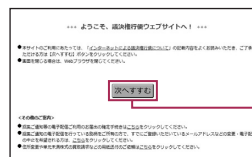
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

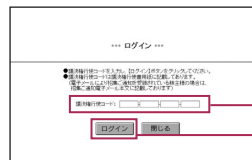
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

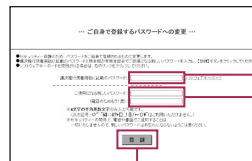
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社は、現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策が実現できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づく資本金及び資本準備金の額の減少並びに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うことといたしました。

なお、資本金の額の減少によって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び1株当たりの純資産額に変更を生じさせるものではございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額4,958,763,295円のうち961,089,987円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本金の額を3,997,673,308円といたします。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の2025年8月1日といたしたいと存じます。

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額2,788,763,295円のうち961,089,987円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本準備金の額を1,827,673,308円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

資本準備金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の2025年8月1日といたしたいと存じます。

4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金1,922,179,974円全額を繰越利益剰余金に振替、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,922,179,974円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,922,179,974円

第 2 号議案

取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	候補者属性
1	やまだ かずと 山田 一登	副社長執行役員	新任
2	おおすか としひろ 大須賀 俊裕	取締役 専務執行役員	再任
3	なかの たかゆき 中野 貴之	取締役	再任
4	わかばやし あきのぶ 若林 晃伸	執行役員	新任
5	まさい としゆき 正井 俊之	社外取締役	再任 社外 独立
6	きたじま やすお 北島 康雄	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 新任	 やまだ かずと 山田 一登 (1973年1月30日生) 所有する当社の株式数 5,400株 ※上記所有株には、持株会名義の 実質所有株式数は 含まれておりません	2000年 6月 当社入社 研究開発部 2007年 1月 当社生産統括部 品質管理担当 2013年 4月 当社信頼性保証部 品質保証担当 2021年 4月 当社信頼性保証部長（現任） 2024年 7月 当社執行役員 2025年 1月 当社副社長執行役員（現任）
		(取締役候補者の選任理由) 山田一登氏は、長年にわたる当社の品質保証業務を通じ、当社の事業及び組織を熟知し、当社の根幹である高品質な製品の安定供給を実現する経営基盤の構築に貢献してきました。新たな経営体制のもとリーダーシップを発揮し、企業変革を一層推進することが必要不可欠と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 再任	 おおすか としひろ 大須賀 俊裕 （1957年1月15日生） 所有する当社の株式数 95,500株 取締役在任期間：26年 取締役会出席回数（2024年度） 12回／12回（100%）	1980年 3月 ナトコペイント株式会社（現ナトコ株式会社）入社 1986年 10月 株式会社ニデック入社 1999年 2月 同社から出向、当社管理統括取締役 2003年 4月 株式会社ニデックから転籍 2004年 6月 当社専務取締役 2007年 4月 当社専務取締役 経営管理部長 コンプライアンス担当 2007年 5月 当社専務取締役 コンプライアンス担当 2010年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長 コンプライアンス担当 2011年 4月 当社専務取締役 2012年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長 2014年 3月 当社専務取締役 営業部長 2015年 6月 当社取締役専務執行役員 営業部長 2016年 4月 当社取締役専務執行役員 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 営業推進本部長 2018年 4月 当社取締役専務執行役員 生産統括本部長 兼 製造部長 2019年 4月 当社取締役専務執行役員 生産統括本部長 2021年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）
		（取締役候補者の選任理由） 大須賀俊裕氏は、株式会社ニデックにおける長年の経験に加え、新規事業として1999年の当社設立に尽力し、当社において2004年6月より専務取締役として経営及び再生医療の産業化に長年にわたり携わってきた経験を有しております。 また、日本再生医療学会代議員、臨床培養士制度委員会委員等として日本の再生医療の発展並びにその産業化に貢献してきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 再任	 なかの たかゆき 中野 貴之 (1971年7月9日生) 所有する当社の株式数 — 取締役在任期間：4年 取締役会出席回数（2024年度） 12回／12回（100%）	2000年 4月 武田薬品工業株式会社入社 2007年 4月 Takeda Global R&D Center出向（米国駐在） 2009年 4月 武田薬品工業株式会社医薬開発本部 開発戦略部 主席部員 2011年 4月 Takeda Pharmaceutical International Inc.出向（米国駐在）ディレクター 2014年 5月 Takeda Vaccines, Inc.出向（米国駐在）グローバルビジネスプランニング・ヘッド 兼 ジャパンビジネスコーディネーター 2021年 1月 帝人株式会社入社 経営企画管掌補佐 2021年 4月 同社経営企画管掌補佐 兼 再生医療新事業部長 2021年 6月 当社取締役（現任） 2022年 4月 帝人グループ理事 コーポレートビジネスインキュベーション部門長補佐 兼 再生医療新事業部長 帝人ナカシマメディカル株式会社取締役（現任） 2023年 4月 帝人株式会社ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長（現任） 帝人メディカルテクノロジー株式会社取締役（現任） 2023年 6月 再生医療イノベーションフォーラム 理事（現任） 2023年 8月 帝人リジェネット株式会社取締役（現任） 2025年 3月 ラクオリア創薬株式会社取締役（監査等委員）（現任）
		（取締役候補者の選任理由） 中野貴之氏は、武田薬品工業株式会社の国内および海外拠点でグローバルな医薬品の研究開発およびワクチン事業の運営に長年携わってきた経験に加え、2021年1月からは帝人株式会社において経営企画および再生医療・埋込医療機器事業に携わってきた経験を有しております。また、2023年8月からは、新たに設立された帝人リジェネット株式会社において、再生医療等製品のCDMO（開発受託・製造受託）事業の発展に尽力しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 新任	 わかばやし あきのぶ 若林 晃伸 (1984年10月16日生) 所有する当社の株式数 —	2007年 4月 帝人クリエイティブスタッフ株式会社入社 経理部 2013年 5月 Teijin Holdings Netherlands B.V.（オランダ駐在） 2016年 4月 帝人ファーマ株式会社 管理部 新規事業企画担当 2020年 10月 帝人株式会社 経営戦略部 中期経営計画立案担当 2023年 10月 当社出向 経営管理部 2024年 7月 当社執行役員 戦略企画室長（現任） 2025年 4月 中小企業診断士 登録
		(取締役候補者の選任理由) 若林晃伸氏は、帝人株式会社での経理財務・経営戦略の実務経験があり、当社の経営戦略の実行加速、帝人グループでの協創発揮といった観点で、当社の企業価値向上に貢献すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 再任 社外 独立	 まさい としゆき 正井 俊之 (1952年8月5日生)	1980年 3月 株式会社ニコン入社 2001年 9月 同社広報部ゼネラルマネージャー 2004年 1月 同社執行役員 ニコンInc.社長（米州） 2007年 9月 同社執行役員 ニコンヨーロッパBV社長（欧州） 2009年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員 インストルメントカンパニー社長 2009年 7月 日本顕微鏡工業会 副会長 2013年 6月 日本光学測定器工業会 会長 2014年 6月 株式会社ニコン取締役 日本電子株式会社取締役 兼 副社長執行役員 2017年 6月 株式会社ニコン顧問 日本電子株式会社顧問 2022年 3月 株式会社府中カントリークラブ取締役 2022年 6月 当社社外取締役（現任） 2024年 3月 株式会社府中カントリークラブ常務取締役（現任）
	所有する当社の株式数 —	（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要） 正井俊之氏は、株式会社ニコンにおける長年の経験に加え、米国、欧州といった海外拠点の経営に携わってきた経験を有しております。当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しております。また、日本顕微鏡工業会副会長及び日本光学測定器工業会会長として、業界の発展をリードしてきた経験を有しております。 同氏が選任された場合は、これらの豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場から当社の経営に関与していただく予定です。 当社は、社外取締役正井俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
6 再任 社外 独立	 きたじま やすお 北島 康雄 （1943年6月22日生）	1968年 4月 岐阜大学医学部小児科 研修医 1968年 12月 医師免許取得 1969年 4月 岐阜大学大学院医学研究科（生化学） 1974年 1月 医学博士学位授与 1975年 3月 アメリカテキサス大学博士研究員（Postdoctoral fellow）（植物学部細胞生物学）留学 1977年 4月 岐阜大学医学部皮膚科 助手 1981年 7月 日本皮膚科学会皮膚科専門医 1981年 10月 岐阜大学医学部皮膚科 講師 1983年 6月 自治医科大学皮膚科 助教授 1993年 7月 岐阜大学医学部皮膚科 助教授 1994年 4月 岐阜大学医学部皮膚科 教授 2000年 9月 日本医真菌学会認定専門医 2002年 4月 岐阜大学医学部附属病院長 2009年 4月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長代行・理事 2011年 4月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長・理事 2018年 3月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 名誉院長・理事 2020年 4月 一般財団法人誠仁会理事長（現任） 2022年 1月 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 名誉院長・理事（現任） 2023年 6月 当社社外取締役（現任）
	所有する当社の株式数 ー	
	取締役在任期間：2年	
	取締役会出席回数（2024年度） 12回／12回（100%）	
		（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要） 北島康雄氏は、2002年から岐阜大学医学部附属病院長として、2009年から社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長・理事として、長年、病院経営に携わり、優れた経営実績と豊富な経験を有しております。当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しております。 また、岐阜大学医学部皮膚科教授、日本皮膚科学会副理事長、日本医学会評議員などを歴任され、2010年からはBest doctors in Japanの一人として何度も選出されており、医学界の発展に貢献してきた実績を有しております。同氏が選任された場合は、これらの豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場から当社の経営に関与いただく予定です。 当社は、社外取締役北島康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、中野貴之氏、正井俊之氏、北島康雄氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、中野貴之氏、正井俊之氏、北島康雄氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去10年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	候補者属性
1	は ん だ や す ひ こ 半田 悌彦	監査室長	新任（常勤）
2	か と う た か ひ ろ 加藤 孝浩	社外監査役	再任 社外 独立
3	お が わ か お る 小川 薫	社外監査役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
1 新任 (常勤)	 はんだ やすひこ 半田 悌彦 (1958年9月19日生) 所有する当社の株式数 32,600株 ※上記所有株には、持株会名義の 実質所有株式数は 含まれておりません	1981年 4月 株式会社ニデック入社 1999年 2月 同社から出向、当社法務企画部長 2004年 4月 株式会社ニデックから転籍 2004年 6月 当社取締役就任 兼 品質保証部長 2006年 6月 当社取締役退任 品質保証部長 2007年 4月 当社経理部長 兼 内部監査室長（2017年4月解消） 2023年 4月 当社業務部長 2024年 7月 当社監査室長（現任） (監査役候補者の選任理由) 半田悌彦氏は、当社での長い業務経験を通じ、事業内容への深い理解と財務・会計に係る知見・経験を有しています。今後、これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
2 再任 社外 独立	 か とう たかひろ 加藤 孝浩 (1969年3月21日生) 所有する当社の株式数 3,000株 在任期間 17年 取締役会出席回数（2024年度） 12回／12回（100%） 監査役会出席回数（2024年度） 10回／10回（100%）	1991年 4月 佐藤澄夫税理士事務所（現税理士法人名南経営）入所 1998年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年 4月 公認会計士登録 2005年10月 加藤孝浩会計事務所開設（現任） 2005年11月 税理士登録 2006年12月 クローバー・ブレイン株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年 6月 当社社外監査役（現任） 2015年 1月 株式会社岐阜造園 監査役（現任） (社外監査役候補者の選任理由) 加藤孝浩氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2008年6月からの当社社外監査役の経験も有しており、これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 当社は、監査役加藤孝浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
3 再任 社外 独立	 お がわ かおる 小川 薫 (1958年4月3日生) 所有する当社の株式数 — 在任期間 8年 取締役会出席回数（2024年度） 12回／12回（100%） 監査役会出席回数（2024年度） 10回／10回（100%）	1981年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1985年 3月 公認会計士登録 2013年 6月 日本公認会計士協会 東海会副会長 2013年 7月 日本公認会計士協会 理事 2014年10月 小川薫公認会計士事務所開設（現任） 2017年 6月 当社社外監査役（現任） 2018年 1月 仰星監査法人入所 2018年10月 同法人パートナー 2020年 6月 株式会社A Tグループ 監査役 2024年 6月 日本ケミコン株式会社 社外監査役（現任）
		（社外監査役候補者の選任理由） 小川薫氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2017年6月からの当社社外監査役の経験も有しており、これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 当社は、監査役小川薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、加藤孝浩氏、小川薫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、2氏の再任が承認された場合は、2氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
社外	 おがわ ただひこ 小川 忠彦 （1947年8月1日生） 所有する当社の株式数 2,800株	1971年 3月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1994年 10月 東海フィナンシャルサービス（米国）会長 1998年 5月 株式会社東海銀行本店営業部第3部長 1999年 5月 同行から株式会社村上開明堂へ出向 2000年 6月 同社取締役 2001年 6月 同社常務取締役 2010年 6月 同社顧問 2011年 6月 当社監査役
		（補欠監査役候補者の選任理由） 小川忠彦氏は、株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）及び株式会社村上開明堂における豊富な経験に加え、当社において2011年6月から2017年6月までの監査役の経験を有しております（在任期間：6年）。これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- （注）
- 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 小川忠彦氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役畠賢一郎氏及び監査役倉橋清隆氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功勞に報いるため、当社の一定の基準により、両氏に相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。尚、当該退職慰労金の支給につきましては、事業報告に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針に照らして相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりです。

氏名（生年月日）	略歴
はた けんいちろう 畠 賢一郎 (1964年8月14日生)	2004年12月 当社取締役 2009年 6月 当社常務取締役 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 2017年11月 当社代表取締役社長執行役員 2019年 6月 当社代表取締役会長執行役員 2020年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
くらはし きよたか 倉橋 清隆 (1953年11月24日生)	2008年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常勤監査役（現任）

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加等により景気は緩やかに回復しているものの、米国政権交代に伴う政策動向や、物価の上昇による国内景気低迷への懸念等、経済の先行きは不透明な状況が続いています。

再生医療・細胞治療分野では、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって再生医療の産業促進が進むなか、条件・期限付き承認制度のもとで承認されていた2製品（「ハートシート」と「コラテジェン」）がそれぞれ不承認、申請取り下げになったことを受け、条件・期限付き承認制度の在り方が議論されています。一方で、2024年7月には新たに脳損傷治療薬「アクーゴ脳内移植用注」（製造販売元：サンバイオ株式会社）が承認され、2025年3月末日現在、当社5製品を含む19品目が再生医療等製品として製造販売承認を得ており、本分野の拡大成長への社会的期待は継続している状況にあります。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業、再生医療受託事業、研究開発支援事業を展開するとともに、新規パイプラインの開発に取り組みました。各セグメントにおける概況及び新規パイプライン開発に関する特記事項は、以下のとおりです。

(参考) セグメント別業績

単位：百万円 (百万円未満切捨て表示) (増減率は円単位で計算)	2024年3月期	2025年3月期			
	実績	実績	対前期		通期計画 2025.1.31開示
			増減額	増減率	
再生医療製品事業	1,406	1,493	86	6.2%	1,560
皮膚領域（ジェイス、ジャスミン）	911	985	74	8.1%	950
軟骨領域（ジャック）	321	382	61	19.1%	452
角膜領域（ネビック、オキュラル）	173	125	△48	△28.0%	158
再生医療受託事業	865	713	△151	△17.5%	695
一般顧客受託（親会社以外からの受託）	395	348	△47	△11.8%	-
帝人受託	469	364	△104	△22.3%	-
研究開発支援事業	242	248	6	2.6%	245
売上高合計	2,514	2,455	△58	△2.3%	2,500
売上総利益	1,690	1,511	△179	△10.6%	-
販売費及び一般管理費	1,546	1,749	203	13.2%	-
営業損益	144	△238	△382	-	△200
経常損益	147	△234	△381	-	△202
当期純損益	143	△255	△398	-	△223

[再生医療製品事業]

当事業年度における再生医療製品事業の売上は、1,493,211千円（前期比6.2%増）となりました。

<皮膚領域：自家培養表皮ジェイス>

熱傷では、当該疾患の標準的な治療の一つとして広く認知、受容される営業活動を重ねた結果、第4四半期において不調を挽回し、ほぼ前事業年度並の着地となりました。今後もより多くの患者の救命に寄与出来るよう、営業活動強化を図ります。

先天性巨大色素性母斑では、ジェイス移植時に新たな併用療法を進める施設での受注が伸びた結果、大幅に売上が増加しました。今後はこの治療法の更なる治療成績の向上を見極めたうえで、普及に向けた施策を推進します。

<皮膚領域：メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミン>

2024年10月の保険収載を受け、拠点となる医療機関への採用活動を進め、使用環境の整備に努めました。その結果、1月に初の受注を獲得し、当事業年度内の症例数を6例まで伸ばすことができました。その後も待機患者への治療提供が順調に進んでいます。

<皮膚領域：自由診療展開>

2024年11月より、創傷治療と瘢痕治療に特化した医療機関である、きずときずあとのクリニック®と連携し、自由診療でのリソトカット痕の治療に用いる培養表皮の提供を開始しました。

<軟骨領域：自家培養軟骨ジャック>

令和6年度診療報酬改定により保険償還価格が引き上げられたことに加え、日本膝関節学会と併せたセミナー開催など、ジャックの有効性を訴求する営業活動を行った結果、売上が増加しました。

また、ジャックの新たな適応症として変形性膝関節症を追加する一部変更承認を2025年5月13日付で取得しました。変形性膝関節症の新たな治療として患者に「ジャック」をいち早くご使用いただけるよう、2026年3月期中の保険収載を目指して、提供体制の構築を進めていきます。

<角膜領域：自家培養角膜上皮ネピック・自家培養口腔粘膜上皮オキュラル>

待機患者への移植が一巡して売上が鈍化していますが、片眼にオキュラルを移植した両眼性疾患の患者に対する対側眼への受注が入り始めました。また、角膜専門医への治療啓発や潜在患者の発掘を加速するため、販売を担う株式会社ニデックの営業活動に加え、当社のリソースを積極投入する新たな施策を開始し、両社協力による候補施設の開拓や潜在患者の発掘が進捗しています。

[再生医療受託事業]

当事業年度における再生医療受託事業の売上は、713,964千円（前期比17.5%減）となりました。帝人（帝人株式会社）関連の減収が響き、売上全体では減少しました。なお、一般顧客からの受託（親会社（帝人）以外からの受託）においては順調に売上を計上しました。

<一般顧客からの受託>

顧客に対し、開発製造受託（CDMO）開発業務受託（CRO）に係るサービスを提供してきました。委託元のアクチュアライズ株式会社では、再生医療等製品としての、国内第Ⅱ相臨床試験が開始され、被験者への投与は完了しました。また、株式会社VC Cell TherapyとiPS細胞による再生医療等製品の実用化に向けた資本業務提携を行い、受

託を開始しました。さらに、株式会社メトセラが開発する機能的単心室症を対象とする再生医療等製品の治験製品製造に関する受託契約を締結しました。

iPS細胞や循環器領域といった新たな領域へ拡張させるとともに、委託元との関係を通じた製品価値向上と新しいCDMO事業の仕組みづくりに注力し、わが国の再生医療の発展に貢献します。

<帝人関連>

当事業年度は、予定していたマイルストーンに遅れが生じたこと及び受託の減少により、帝人リジェネット株式会社の立上げに伴うマイルストーン収入*及び受託収入のあった前事業年度と比べて収入が減少しました。加えて、当事業年度に予定していたマイルストーンにも遅れが生じました。今後、帝人と協創を図り、両社の価値を高める施策を推進し、マイルストンの達成と受託収入の拡大を目指します。

* 帝人からのマイルストーン収入

前事業年度（2024年3月期）：170,000千円、当事業年度（2025年3月期）：100,000千円

[研究開発支援事業]

当事業年度における研究開発支援事業の売上は、248,298千円（前期比2.6%増）となりました。国内大口顧客における研究がひと段落し減収に響いたものの、動物実験代替製品「ラボサイト」を使用して行う皮膚感作性試験法であるEpiSensAのテストガイドライン収載を受け、国内外の新規顧客からの引き合いが増え、売上は微増となりました。

国内においては、EpiSensAを用いた試験受託事業を開始しました。帝人構造解析センターを外部試験受託機関として連携し、ニーズが拡大するEpiSensAの受け皿を拡大することでラボサイトの拡販を図っています。

海外においては、インドのシベン・バイオテック社と代理店契約を締結し、販売促進活動を開始しています。また、欧州においても複数社への販売を開始しています。

また2025年3月には、ヒトiPS細胞とオルガノイドの技術を用いた研究用腸管上皮モデルの開発権を取得しました。2027年3月期第1四半期の上市を目指して開発を進め、現在の化粧品を主とする市場から創薬市場への新たな展開を進めるとともに、米国や欧州、アジアへの展開も順次進め、早期で数億円規模の売上高達成を目指します。

[新規パイプラインの開発等]

<皮膚領域>

メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミン*¹は、これまでの保険収載に向けた活動の結果、2024年10月1日付で保険収載され、販売を開始しています。

他家（同種）培養表皮（開発名：Allo-JaCE03）*²は、皮膚欠損の代表的疾患である深達性Ⅱ度熱傷の患者を対象とした臨床試験を完了*³しました。熱傷を含む皮膚欠損を適応とし、2027年3月期の上市を目指し、現在製造販売承認申請に向けて順調に進捗中です。本製品が、他家製品・乾燥品である特長を生かし、国内だけでなく海外市場への展開も加速させていきます。

<軟骨領域>

自家培養軟骨ジャックは、新たな適応症として変形性膝関節症を追加する一部変更承認を2025年5月13日付で取得しました。今後は、2026年3月期中の保険収載を目指して、提供体制の構築を進めていきます。

他にも、膝領域の治療を目的とした新製品の開発を、帝人と共同で取り組んでいます。

<がん領域>

当社製造による自家CAR-T細胞製剤*⁴は、名古屋大学で悪性リンパ腫の医師主導治験に加え、急性リンパ性白血病に対する医師主導治験が開始されました。

柏の葉「再生医療プラットフォーム」における開発受託拠点の稼働を開始し、帝人株式会社、国立研究開発法人国立がん研究センター、三井不動産株式会社と協働した、がん領域における本格的な事業展開に取り組んでいます。

<成長基盤構築>

シスメックス株式会社と製造機能の高度化に向けた基本合意書を締結し、2025年3月には、シスメックスが保有する品質管理検査システムと当社の再生医療等製品の開発・製造経験を融合させることで、品質管理試験の共同開発を行うための共同研究契約を締結しました。

*1 非外科的治療が無効又は適応とならない白斑の治療を目的とするメラノサイト（色素細胞）含有製品

*2 わが国で初となる他人の皮膚組織を原材料としたオフザシェルフ（事前に製造・保存しておき、必要な時に遅滞なく使用することができる）製品

*3 主要評価項目である初回貼付後7日目におけるAllo-JaCE03貼付部位の上皮化率は、既存の治療法による上皮化率の推定値に比べて統計的に有意に上回ることが示された。また、安全性については、問題となる有害事象は認められなかった。

*4 名古屋大学・信州大学と特許ライセンス契約を締結した、CD19陽性の急性リンパ性白血病の治療を目的とした、低コストで製造できる自家CAR-T細胞由来治療薬開発

こうした結果、当事業年度における売上高は、再生医療製品事業の売上が拡大し、研究開発支援事業の売上も順調に伸長したものの、再生医療受託事業が減少した結果、全体としての売上は2,455,474千円（前期比2.3%減）となりました。営業損失は238,315千円（前期は144,506千円の営業利益）、経常損失は234,487千円（前期は147,009千円の経常利益）、当期純損失は255,304千円（前期は143,169千円の当期純利益）となりました。

セグメント別では、再生医療製品事業の売上高は、1,493,211千円（前期比6.2%増）、再生医療受託事業の売上高は、713,964千円（前期比17.5%減）、研究開発支援事業の売上高は、248,298千円（前期比2.6%増）となりました。

（参考）各事業の概要

[再生医療製品事業]

当社は再生医療製品事業として自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャック、自家培養角膜上皮ネピック、自家培養口腔粘膜上皮オキュラル及びメラノサイト含有自家培養表皮ジャスミンの製造販売を行っています。

・自家培養表皮ジェイス（皮膚領域）

自家培養表皮ジェイスは、2009年1月に重症熱傷を適応として保険収載された国内初の再生医療等製品であり、先天性巨大色素性母斑及び表皮水疱症（栄養障害型と接合部型）にも適応を拡大しています。ジェイスの保険適用に関しては、患者一連の製造につき保険算定できる枚数の上限が設定されており、熱傷治療は40枚（医学的に必要がある場合に限り50枚）、先天性巨大色素性母斑治療は30枚、表皮水疱症（栄養障害型と接合部型）治療は50枚が保

陰算定限度となっています。

- ・自家培養軟骨ジャック（軟骨領域）

自家培養軟骨ジャックは、2013年4月に保険収載された国内第2号の再生医療等製品であり、膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）を適応としています。2019年1月には、ジャックの移植時に用いていた患者自身の骨膜に代わって人工のコラーゲン膜を使用する一部変更承認を取得して、手術侵襲の低減と簡便化を実現しました。2022年6月には、承認後の使用成績調査について再審査が終了し、承認時の有効性及び安全性が改めて確認されました。さらに、ジャックの新たな適応症として変形性膝関節症を追加する一部変更承認を2025年5月13日付で取得しました。

- ・自家培養角膜上皮ネピック（角膜領域）

自家培養角膜上皮ネピックは、2020年6月に保険収載された眼科領域では国内初となる再生医療等製品であり、角膜上皮幹細胞疲弊症（スティーヴンス・ジョンソン症候群・眼類天疱瘡・移植片対宿主病・無虹彩症等の先天的に角膜上皮幹細胞に形成異常を来す疾患・再発翼状片・特発性の角膜上皮幹細胞疲弊症の患者を除く）を適応としています。

- ・自家培養口腔粘膜上皮オキュラル（角膜領域）

自家培養口腔粘膜上皮オキュラルは、角膜上皮幹細胞疲弊症を適応としており、2021年12月に保険収載されました。口腔粘膜上皮細胞を用いて両眼性の角膜上皮幹細胞疲弊症を治療することが可能な、世界初の再生医療等製品です。

- ・メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミン（皮膚領域）

メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミンは、メラノサイト（色素細胞）が保持されるように培養された表皮細胞シートです。非外科的治療が無効又は適応とならない白斑を適応として、2024年10月に保険収載されました。

[再生医療受託事業]

当社は再生医療受託事業において、再生医療等製品の受託開発並びにコンサルティング及び特定細胞加工物製造受託を行っています。

- ・再生医療等製品の受託開発

当社は、医薬品医療機器等法のもと、再生医療等製品の承認を目的として臨床研究を実施するアカデミアや、医師主導治験を実施する医療機関、再生医療等製品の開発を行っている企業を対象に、再生医療等製品に特化した開発製造受託（CDMO）サービス・開発業務受託（CRO）サービスを提供しています。自社製品の開発、製造販売で培った薬事開発、規制当局対応のノウハウ、GCTP適合の製造設備等の豊富な実績及びノウハウを生かし、細胞種（体細胞・幹細胞・iPS細胞）や製品形態を問わず、シーズの開発段階から実用化後までトータルかつシームレスに支援しています。

- ・コンサルティング及び特定細胞加工物製造受託

当社は、再生医療等安全性確保法のもと、再生医療の提供機関に対するコンサルティング及び特定細胞加工物製造

受託サービスを提供しています。コンサルティングサービスでは、再生医療等提供計画の作成・細胞加工施設の運営体制の構築等、臨床研究・治療提供のために必要な行政手続きを支援しています。特定細胞加工物製造受託では、厚生労働省より許可を得た当社の細胞培養加工施設で特定細胞加工物の製造を受託しています。

再生医療等製品の受託開発、コンサルティング及び特定細胞加工物製造受託には、次の当社の強みを最大限活用し、顧客への提供価値を高めております。

<当社の強み>

① 5つの承認品目（7つの適応）を開発・上市

自家培養表皮、自家培養軟骨、自家培養角膜上皮、自家培養口腔粘膜上皮、メラノサイト含有自家培養表皮の5つの再生医療等製品を開発・上市し、安定的に患者へ提供してきた実績を有しています。

② 全てのバリューチェーンを保有

研究開発、臨床開発、薬事、製造、信頼性保証、営業など再生医療等製品の開発・製造・販売に必要なすべての機能・人材・経験を有しています。

③ 臨床現場の声を製品開発に還元（リバーストランスレーショナルリサーチ）

製品を使用する医師とともに再生医療等製品を普及させてきた経験から、臨床現場の声を製品設計や開発プロセスに還元し、最適化する仕組みを構築しています。

[研究開発支援事業]

当社は研究開発支援事業において、自社製品の開発で蓄積した高度な培養技術を応用した研究用ヒト培養組織の製造販売を行っています。

・ラボサイトシリーズ

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。日用品、医薬品、化粧品及び化学品メーカーなど、化学物質を扱う企業向けに販売しています。製品ラインアップとして、ヒト3次元培養表皮エピ・モデル/EPI-KITとヒト3次元培養角膜上皮角膜モデルを保有しています。エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験法、皮膚腐食性試験法並びに花王株式会社が開発した皮膚感作性試験法（EpiSensA：エピセンサ）、そして角膜モデル24を用いた眼刺激性試験法は、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）のテストガイドラインに収載されており、日本国内においてはトップシェアを占めるモデルとなっています。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	1,493,211千円 (前期比 6.2%増)
再生医療受託事業	713,964千円 (前期比 17.5%減)
研究開発支援事業	248,298千円 (前期比 2.6%増)
合計	2,455,474千円 (前期比 2.3%減)

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、研究開発に係る設備機器等の導入等により、総額62,072千円でありました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「再生医療をあたりまえの医療に」を目指し、日本の再生医療のトップランナーとして産業化に貢献してきました。さらに多くの患者や顧客に価値を届けるため、以下の課題に取り組んでいます。

① 新規パイプラインの売上拡大による安定黒字化

当社は、2024年10月にメラノサイト含有自家培養表皮ジャスミンの販売を開始しました。自家培養軟骨ジャックについても、新たな適応症として変形性膝関節症を追加する一部変更承認を2025年5月13日付で取得しました。また、他家（同種）培養表皮（開発名：Allo-JaCE03）は、製造販売承認申請に向けて順調に進捗しています。

これらの製品を着実に市場に届け、売上を拡大し、安定黒字化を実現することを最優先事項として取り組んでまいります。その為に、これまで築き上げてきた再生医療等製品を提供するフルバリューチェーンを更に強化し、新規パイプラインの売上拡大を推進します。

また、更なる新規パイプラインの獲得・開発についても、技術の目利き力を活かして加速してまいります。

② 再生医療等受託事業の更なる能力増強

当社は、これまで5製品を上市してきたノウハウを活かし、幅広い顧客に対して、再生医療の多様性をふまえた製品の作りこみや生産・販売体制の提案などのトータルソリューションを提供してきました。今後、受託事業で培ったサービス提供力や技術力を核に、再生医療業界の成功を牽引する事業を目指したいと考えています。その為に、生産能力増強、グローバル顧客に対するアプローチ強化、人材育成、帝人との協創等の更なる能力増強に取り組み、新規顧客獲得を推進します。

③ 研究開発支援事業の海外展開

昨今、世界的に動物実験に代わる試験法導入の潮流が高まっており、2024年6月には当社製品ラボサイトを使用した皮膚感作性試験法EpiSensAがOECDテストガイドラインに収載されています。この機会を着実に捉え、海外展開による飛躍的成長を遂げられるよう、当社製品のプロモーション活動や製品ラインナップの強化を推進します。

④ 人的資本経営強化

当社は、再生医療の産業化という新しい領域への挑戦を日々続けており、チャレンジ精神がありかつ各機能において専門性の高い人材を維持・育成していくことが極めて重要です。これに際し、適切かつ十分な人材の獲得策、人材育成プログラムの充実化、働きやすい企業風土を醸成する取り組みを加速します。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社等との関係

当社の親会社は帝人株式会社であります。

帝人は、当社の普通株式に対する公開買付けを通じて、2021年3月9日付で当社株式23,439,173株（所有割合57.71%）を取得しました。これにより帝人は、57.72%（2025年3月31日現在）の議決権を有する当社の親会社に該当しています。

2. 親会社等との間の取引等に関する事項

当社は、親会社等の企業グループとの取引等を行う際は、少数株主の利益を害することのないよう、法令や社内規定に基づき当該取引の必要性や一般的な取引条件と同等であること等を確認した上で、合理的に判断しています。支配株主を有する上場会社として、コーポレートガバナンス・コードに則り、少数株主の利益保護の観点から、より一層の体制強化に取り組んでいます。

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を3分の1以上（2名）確保しています。また、2022年7月から、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置しています。委員は、独立社外取締役正井俊之、独立社外取締役北島康雄、社外監査役加藤孝浩、社外監査役小川薫の4名で、委員長は独立社外取締役正井俊之が務めます。

3. 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社である帝人株式会社との間で資本業務提携契約を締結しています。本契約の中で、事前承諾事項として、当社は、以下の事項を行い又は決定する場合には、当該事項を行い又は当該決定を行う日の遅くとも2週間前までに帝人に対し書面による通知を行い、帝人の事前の書面による承諾を取得するものとしています。

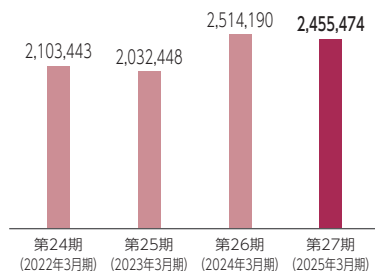
- (i) 子会社又は関連会社の異動
- (ii) 上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれのある行為又は上場廃止の申請
- (iii) 第三者との間での本業務提携に類似する業務提携（合併会社の設立及びライセンスの付与を含む）
- (iv) 組織変更、合併、株式交換、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受その他これらに準ずる行為

② 重要な子会社の状況

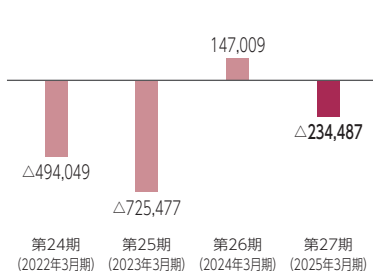
該当事項はありません。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

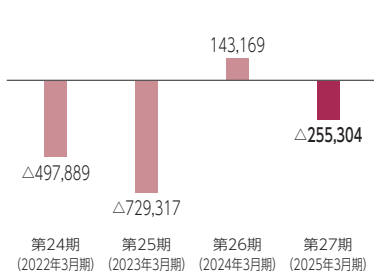
売上高 (単位：千円)



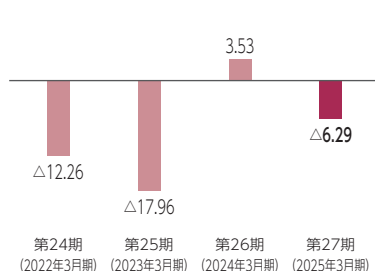
経常損益 (単位：千円)



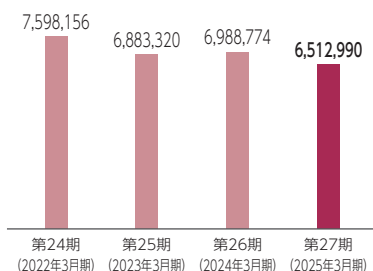
当期純損益 (単位：千円)



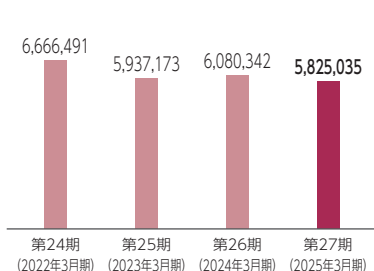
1株当たり当期純損益 (単位：円)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



		第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (2025年3月期)
売上高	(千円)	2,103,443	2,032,448	2,514,190	2,455,474
経常損益	(千円)	△494,049	△725,477	147,009	△234,487
当期純損益	(千円)	△497,889	△729,317	143,169	△255,304
1株当たり当期純損益	(円)	△12.26	△17.96	3.53	△6.29
総資産	(千円)	7,598,156	6,883,320	6,988,774	6,512,990
純資産	(千円)	6,666,491	5,937,173	6,080,342	5,825,035

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、再生医療等製品の研究開発・製造・販売と、再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託、並びに研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいます。その概要は次のとおりです。

- ・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療等製品（表皮、軟骨、角膜等）の研究開発・製造・販売
- ・再生医療受託事業……再生医療等製品の開発製造受託（CDMO）及び再生医療等製品の開発業務受託（CRO）
- ・研究開発支援事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本社 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
204名 (20名)	7名減	39.4歳	11.3年

事業区分	従業員数
再生医療製品事業	102名 (10名)
再生医療受託事業	26名 (3名)
研究開発支援事業	11名 (1名)
全社（共通）	65名 (6名)
合計	204名 (20名)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

[その他の記載事項]

①その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

②事業の譲渡、合併等企業再編行為等
該当事項はありません。

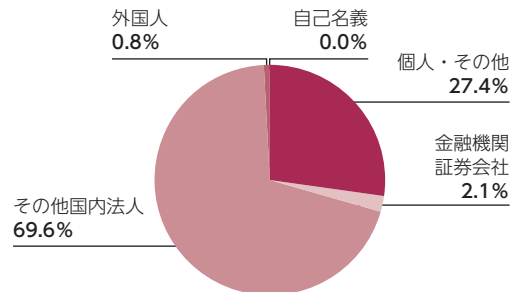
会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 55,000,000株

(2) 発行済株式の総数 40,610,200株
(うち自己株式 250株)

(3) 株主数 10,785名

所有者別 株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
帝人株式会社	23,439,173	57.71
株式会社ニデック	4,227,200	10.40
前田陽子	342,400	0.84
小澤洋介	292,000	0.71
楽天証券株式会社	290,100	0.71
五味大輔	290,000	0.71
J-TEC従業員持株会	228,230	0.56
株式会社SBI証券	200,747	0.49
サーラエナジー株式会社	184,000	0.45
上田八木短資株式会社	166,900	0.41

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（250株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	畠 賢一郎	再生医療イノベーションフォーラム 代表理事副会長 日本再生医療学会 理事 公益財団法人京都大学IPS細胞研究財団 理事
取締役 専務執行役員	大須賀 俊 裕	
取締役	中 野 貴 之	帝人株式会社 ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長 帝人ナカシマメディカル株式会社 取締役 帝人メディカルテクノロジー株式会社 取締役 帝人リジェネット株式会社 取締役 ラクオリア創薬株式会社 取締役（監査等委員）
取締役	東 山 博 次	帝人株式会社 新事業管理部長 Teijin Lielsort Korea Co., Ltd. 監査役 株式会社RePEaT 取締役
取締役（社外）	正 井 俊 之	株式会社府中カントリークラブ 常務取締役
取締役（社外）	北 島 康 雄	一般財団法人誠仁会 理事長 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 名誉院長・理事
常勤監査役	倉 橋 清 隆	
監査役（社外）	加 藤 孝 浩	クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社岐阜造園 監査役
監査役（社外）	小 川 薫	日本ケミコン株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役正井俊之氏、北島康雄氏は、社外取締役であります。
監査役加藤孝浩氏、小川薫氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
監査役小川薫氏は、株式会社ATグループの社外監査役を兼務しておりましたが、2024年6月に任期満了のため退任いたしました。
3. 常勤監査役倉橋清隆氏は、株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）及び株式会社ニデックにおける豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役小川薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役正井俊之氏、北島康雄氏、監査役加藤孝浩氏、小川薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役正井俊之氏、北島康雄氏、取締役中野貴之氏、東山博次氏及び監査役倉橋清隆氏、加藤孝浩氏、小川薫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額としております。
6. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟、ADR、行政手続及び刑事手続の争訟費用、損害賠償金及び和解金（以下これらの金銭を併せて「損害」といいます。）を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な利得行為又は故意による法令違反行為に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の第328回取締役会において、令和元年改正会社法（第361条第7項）及び会社法施行規則（第98条の5）に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について下記のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、取締役の報酬は、固定報酬のみを支払うこととする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、2006年6月29日開催の第8回定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内（年額3億円以内）において、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長執行役員畠賢一郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

当社の役員報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、当社の役員の報酬等は固定報酬のみとし、業績連動の報酬は支給しておりません。

当社は2006年6月29日開催の第8回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を3億円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は8名（うち社外取締役は3名）です。また、2004年6月30日開催の第6回定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を5千万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当期における取締役の報酬は2024年6月18日の取締役会において、代表取締役社長執行役員畠賢一郎に一任する旨を決議しております。取締役会において一任を受けた代表取締役社長執行役員畠賢一郎は、取締役の役位及び職責等を勘案し、上記の報酬限度額内で各取締役の報酬を決定しています。また、監査役の報酬は、2024年7月17日の監査役会において、上記の報酬限度額内で各監査役の報酬金額を決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	55,245 (5,400)	55,245 (5,400)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,002 (4,050)	12,002 (4,050)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	67,248 (9,450)	67,248 (9,450)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役正井俊之氏は、株式会社府中カントリークラブの常務取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役北島康雄氏は、一般財団法人誠仁会理事長、社会医療法人厚生会中部国際医療センター名誉院長・理事であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、フローバー・ブレイン株式会社代表取締役、株式会社岐阜早造園監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小川薫氏は、公認会計士であり、日本ケミコン株式会社社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 正 井 俊 之	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
取締役 北 島 康 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
監査役 加 藤 孝 浩	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役 小 川 薫	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

18,776千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,776千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんが、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

i) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制並びに金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、まとめて「内部統制システム」という。）を以下のとおり整備し、継続的に改善します。

【取締役関連】

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「企業理念」を企業経営の最優先事項に位置づけ、取締役はこれを高次元で達成するように職務を執行する。
2. 「行動指針」、「コンプライアンス・ポリシー」等を定め、取締役自らが率先垂範し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役及び執行役員の中からコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス遵守状況を監視し、体制の点検・整備等により継続的な改善を実施する。また、これらの活動は取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
5. 当社は、財務計算に関する報告その他の情報の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備・運用するとともに、適時かつ適切に開示する。
6. 取締役が相互に監督することにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、非業務執行取締役が職務執行を監督することによって客観性を確保する。
7. 代表取締役の直轄部門として監査室を設置する。監査室は、監査役と連携のうえ、業務執行状況等の内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、権限配分及び意思決定ルールに基づく効率的な職務執行の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
2. 取締役会は全社的な目標を定め、この目標達成のために、業務執行取締役及び執行役員は具体的手段・方法を立案して職務を遂行し、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議において定期的に進捗状況をレビューする。

3. 業務運営に関する個別課題については、経営会議において審議する。なお、経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において決定する。
4. 職務執行に係る職務分掌及び権限委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲で業務執行することにより、業務の効率化を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報は、文書（電磁的媒体を含む。以下同じ。）に記録する。文書は適切に保管し、毀損や流出を防止する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧、謄写又は複写できる。
2. 電子化された情報の保存及び管理を確実に実施するため、「情報セキュリティ・ポリシー」に基づき、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。

【監査役関連】

① 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における従業員に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助するために必要な補助作業を監査役から求められた場合、当社は当該監査役と協議し、職務を補助する補助員を確保する。
2. 補助員は、監査役の命令に関して、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けない。
3. 補助員に対する人事異動、人事評価、処罰等においては、監査役より命令を受けて実施した補助業務について不利益な取扱いをしない。

② 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議の他、すべての会議及び委員会等に出席し、報告を受けることができる。
2. 監査役が求める重要な事項等について、取締役、執行役員及び従業員はすみやかに報告する。
3. 法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報制度による通報情報及びその内容について、取締役、執行役員及び従業員は、監査役及び監査役会にすみやかに報告する。
4. 監査役に直接報告・相談を行った取締役、執行役員又は従業員に対して、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性、有用性を十分に認識し、取締役と協力して監査役監査を実効的に行うことのできる環境を整備する。
2. 監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人は、監査業務の品質及び効率を高めるため、それぞれの間で定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図る。
3. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査の実効性を担保するために監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

【その他】

① 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び当社の「企業理念」を従業員に遵守させるため、「行動指針」及び「コンプライアンス・ポリシー」を定め、すべての従業員に周知、徹底する。
2. 従業員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、責任者に直ちに報告し、必要に応じて取締役会及び監査役に報告する。
3. コンプライアンス上疑義のある事実等について、役職を問わず、これを知った者が情報提供を直接行うことのできる内部通報制度を設置する。
4. 内部通報制度の相談窓口の1つとして社外窓口を設置し、利用しやすい環境及び利用者の匿名性を担保する。また、利用者が不利益を被らない仕組みとする。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に則った懲戒を含め、厳正に対処する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理に関する規程を策定するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等の様々なリスクに対応するため、それぞれの部署にリスク管理責任者を置き、リスクを把握、分析し、必要な対応策を講じる。
2. 組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行う機関として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備える。
3. 情報を重要な会社資産として認識し、取締役及び執行役員の中から情報セキュリティ担当役員を任命するとともに、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定し、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。特に、個人情報に関しては「プライバシー・ポリシー」を定め、これを遵守する。
4. 重大な危機発生時には、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、損害の軽減及び復旧を図る。

③ サステナビリティへの取り組み状況

1. 当社は、サステナビリティ方針に基づく様々な活動について、関係するそれぞれの部署が責任をもって推進する。これらの活動が社会要請に基づく適正な活動であることを俯瞰的に確認する機関として、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置している。また、これらの活動に伴うリスクを組織横断的に監視する機関として、社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置している。各委員会の活動については、当社取締役会に報告する。
2. 当社は「再生医療をあたりまえの医療に」というビジョンのもと、再生医療のリーディングカンパニーとして持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上に努めることをサステナビリティ方針とする。本方針のもと、地域との連携をはじめ、次世代への教育、支援、従業員にとってより働きやすい職場づくり、再生医療の普及に向けた啓発活動などに取り組む。
3. 当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針（人材育成方針）及び社内環境整備に関する方針（社内環境整備方針）は、以下のとおり。

・人材育成方針

当社は「再生医療をあたりまえの医療に」をビジョンに掲げており、新しい世界に向けて挑戦する意欲のある人材を必要としている。ビジョンの実現には、年齢や性別、身につけた専門知識や技術等の多様な人材を集め、それぞれの力を最大限に発揮する必要がある。当社は、様々な背景や個性を持つ社員一人ひとりと向き合い、それぞれの特性に応じた人材育成に取り組む。

1) 個々の専門性（知識・技能）の向上

社員のよりどころ（軸）となる知識や技能を一人ひとりの背景や個性に応じてサポートし、仕事への自信につなげる。

2) 仕事を通じた自己成長の促進

身につけた知識や技能を仕事を通じて活用し、応用することでより高度な人格を形成させ、自律した社員を育成する。

3) キャリア形成に対するサポート

社員一人ひとりが持つ様々な事情や希望を踏まえ、すべての社員が活躍できるキャリア形成をサポートする。

4) 自己啓発に対する支援

社員が意欲的に学び、チャレンジする姿勢を促し、社員の成長につながる自己啓発や自己活動を支援する。

・社内環境整備方針

当社が再生医療の産業化を実現し、永続的に成長するためには、社員が安心して生き生きと働ける職場環境の実現が必要である。当社は、社会環境や社員のライフステージの変化に対応できるように、多様な働き方が選べる制度を整備する。年齢や性別、専門性や雇用形態などの違いを踏まえ、すべての社員一人ひと

りが自分のキャリアに向き合い、将来を見据えて挑戦していく社内風土の醸成を目指す。

1) ワークライフマネジメントの推進

仕事とプライベートを単純に切り分けるのではなく、仕事とプライベートを融和させ、働きがいや自己成長につなげる。

2) 働くことのよこび

社員一人ひとりの役割や能力にあう目標を設定し、これを達成することで働くことへのよこびや満足につなげる。

3) 持続可能な社会への貢献

顧客やエンドユーザーの声を社員に伝えることで自分の仕事が社会に貢献していることを認識させ、人生の充実につなげる。

4) コミュニケーションの充実

社員間の対話が活発に行われる社内風土を醸成し、よい人間関係を構築することにより自己肯定感の向上につなげる。

④ 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、親会社を含む企業集団における企業統治（コーポレートガバナンス）の適正性を確保するため、グループ会社と相互に情報を共有し、グループポリシーを踏まえて当社の内部統制システムを構築する。
2. 当社は子会社を保有しないため、会社法及び会社法施行規則で定める「子会社の内部統制システムに係る管理」及び「子会社から監査役への報告の体制」の整備は対象外とする。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係の排除を「コンプライアンス・ポリシー」に定め、「反社会的勢力対応マニュアル」等に則り、毅然とした態度で対応する。
2. 平素から警察関係機関、弁護士等の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

ii) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する活動状況（内部通報の内容を含む。）について主管部署からの報告を受け、コンプライアンス体制の状況を確認しました。

コンプライアンス研修を継続的に実施するだけでなく、管理職向け、テーマ別、ディスカッションなどの様々な形式で実施することにより、役職員全体のコンプライアンス意識の向上を図っています。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役6名（うち独立社外取締役2名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は12回開催し、各議案についての審議、業務執行等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するために執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、効率化を図っています。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、顕在化したリスク案件及びその対応について主管部署からの報告を受け、リスク管理の状況について確認しました。

また、各部署からリスク課題及びアクションプランを収集し、全社のリスク重点課題を設定しました。これに対するアクションプランを立案・実行することでリスク案件の発生頻度の低下に努めました。さらに定期的な情報セキュリティ研修や継続的な啓蒙活動を実施し、役職員全体の情報セキュリティに関する意識及び知識の向上を図っています。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役会は10回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。また、常勤監査役については、コンプライアンス委員会等の重要な社内会議への出席や稟議書等の常時閲覧により、監査の実効性の向上を図っています。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

新規取引先との契約締結に関して、決裁手続きの徹底や反社会的勢力排除条項の契約書への記載等の対応を実施しています。また、地元警察や顧問弁護士との情報連携を図っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に

資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすTissue Engineeringをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と医薬品医療機器等法の適用を受けない研究開発支援事業、及び再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役が直接全役職員に説明することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。

当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。企業理念・ビジョンに基づき、上場会社として自律性・主体性のある経営を行っています。支配株主を有する上場会社として、コーポレートガバナンス・コードに則り、少数株主の利益保護の観点から、より一層の体制強化を図ります。

当社の取締役会は取締役6名で構成され、そのうち2名は独立社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。また、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会は、監査室及び会計監査人並びに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8②に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について助言を受けること、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員2名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者、代表取締役に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な成長に向けて適応拡大や新製品開発を進める中で、事業拡大のための人材確保や設備投資等の能力増強を予定していることに加えて、パンデミックや大規模災害等に見舞われた際の経営リスクへの対応として、一定程度の資金を確保しておく必要があります。

当社は、将来にわたり安定した黒字体質を実現することを最優先課題とし、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、当事業年度は無配とさせていただきたいと存じます。今後、経営成績及び財政状況を勘案しながら、利益配当を検討する所存です。

（注）本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第27期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	4,824,949
現金及び預金	3,885,449
受取手形	4,371
売掛金	539,201
電子記録債権	50,625
商品及び製品	1,928
仕掛品	17,142
原材料及び貯蔵品	162,629
前払費用	30,969
その他	132,630
固定資産	1,688,040
有形固定資産	1,420,255
建物	608,302
構築物	1,408
機械及び装置	150,547
工具、器具及び備品	62,566
土地	582,770
建設仮勘定	14,660
無形固定資産	96,750
ソフトウェア	76,753
その他	19,997
投資その他の資産	171,034
投資有価証券	150,000
出資金	20
長期前払費用	20,107
その他	906
資産合計	6,512,990

科目	(単位：千円) 第27期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	637,229
買掛金	24,890
電子記録債務	84,391
未払金	187,195
未払費用	21,260
未払法人税等	21,264
契約負債	39,798
預り金	10,210
賞与引当金	127,186
役員賞与引当金	3,397
その他	117,633
固定負債	50,725
退職給付引当金	4,725
役員退職慰労引当金	46,000
負債合計	687,954
純資産の部	
株主資本	5,825,035
資本金	4,958,763
資本剰余金	2,788,763
資本準備金	2,788,763
利益剰余金	△1,922,179
その他利益剰余金	△1,922,179
繰越利益剰余金	△1,922,179
自己株式	△311
純資産合計	5,825,035
負債純資産合計	6,512,990

損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期
	2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで
売上高	2,455,474
売上原価	944,240
売上総利益	1,511,234
販売費及び一般管理費	1,749,550
営業損失 (△)	△238,315
営業外収益	4,487
受取利息	1,641
有価証券利息	969
受取配当金	0
社員駐車場収入	957
雑収入	917
営業外費用	659
為替差損	579
雑損失	80
経常損失 (△)	△234,487
特別利益	10,360
補助金収入	10,360
特別損失	10,360
固定資産圧縮損	10,360
税引前当期純損失 (△)	△234,487
法人税、住民税及び事業税	20,816
当期純損失 (△)	△255,304

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
2024年4月1日期首残高	4,958,763	2,788,763	△1,666,875	△308	6,080,342	6,080,342
事業年度中の変動額						
当期純損失			△255,304		△255,304	△255,304
自己株式の取得				△3	△3	△3
事業年度中の変動額合計	－	－	△255,304	△3	△255,307	△255,307
2025年3月31日期末残高	4,958,763	2,788,763	△1,922,179	△311	5,825,035	5,825,035

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 新 家 徳 子
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリングの2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロ(1)の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロ(1)の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 - ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング監査役会

常勤監査役 倉 橋 清 隆 ㊞
監 査 役 加 藤 孝 浩 ㊞
監 査 役 小 川 薫 ㊞

(注) 監査役加藤孝浩及び監査役小川薫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所グロース
証 券 コ ー ド	7774
事 業 年 度	4月1日から3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月中
基 準 日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 場 所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵 便 物 送 付 先 及 び 照 会 先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（通話料無料） （受付時間 9:00～17:00） ※土・日・祝および12/31～1/3を除く

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

会場のご案内



株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

TEL 0533-66-2020（代表） URL <https://www.jppte.co.jp>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

